

## 各務原都市計画公園 変更理由書

### 6・5・1 各務原スポーツ広場公園

本市の都市公園は、昭和44年に住吉公園を都市計画決定して以降、市街化の拡大や人口の増大に対応し、市民の休息、遊戯、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで、76公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

各務原スポーツ広場公園（「当該公園」）については、本市の地理的中央部に位置しており、令和元年度に約1km離れたところにある弓道場を集約し、運動広場やテニスコートを有したスポーツ目的で利用できる運動公園として都市計画決定し、令和2年度に整備を完了した。

一方、本市の屋内スポーツの拠点である総合体育館については、竣工から39年が経過しており、施設の老朽化や観覧席・駐車場不足、一部競技のコートが正規の規格に適合していない等、施設運営上の課題を抱えている。このような課題に対応し、今後もスポーツによる市民の健康増進や交流を推進するため新たな総合体育館を整備することとした。そこで、令和2年6月に各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げ、施設の機能や規模、建設候補地等について検討を行い、令和3年3月に策定した「各務原市新総合体育館整備基本構想」において、『誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点』とし、スポーツだけでなく防災拠点としての機能を持たせた安全安心のよりどころとなる拠点として整備する方針を示している。その後、同委員会における更なる調査・審議を踏まえ、令和4年9月に策定した「各務原市新総合体育館整備基本計画」において、スポーツ施設の集約や一体活用の観点等から、既存の各務原スポーツ広場公園に隣接する形で整備することとしている。

また、本市では、各務原市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念の1つに「安全・安心な都市」を掲げ、「大規模災害に

備えた都市づくり」、「誰もが暮らしやすい都市づくり」等を目標とした都市づくりを進めている。さらに「緑の基本計画」においては、都市公園を災害時の避難地として、防火植栽、備蓄庫の設置など、避難地機能の拡充を図ることや、市民の交流拠点やレクリエーション拠点、スポーツ拠点、防災拠点、自然環境保全の拠点となるような総合公園等の整備を推進することとしている。

以上より、新総合体育館を含めた形に当該公園の区域を拡大し平時においてはスポーツ拠点やにぎわい創出拠点として市民の休息・遊戯・スポーツ活動・レクリエーション等の場として、災害時には地域の防災拠点として救援・救護・物資集積等の災害対応の拠点的役割を担う防災公園として整備を行うため、現在都市計画決定されている 6・4・1 各務原スポーツ広場公園を 6・5・1 各務原スポーツ広場公園へ変更するものである。